

公立大学法人敦賀市立看護大学職員研修規程

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学就業規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第7号。以下「就業規則」という。）第43条第3項の規定に基づき、公立大学法人敦賀市立看護大学に勤務する職員（就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の研修に関して必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

第2条 研修は、職員に現在就いている職又は将来就くことが予想される職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を習得させ、その他その遂行に必要な職員の能力、資質等を向上させることを目的とする。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、職員に対する研修の必要性を把握するとともに、研修計画を立て、その研修計画に基づく研修の実施に努め、職員に研修を受ける機会を与えなければならない。

- 2 理事長は、研修を実施するに当たっては、研修の効果を高めるために職員の自己啓発の意欲を発揮させるように配慮しなければならない。
- 3 理事長は、必要と認めるときは、他の機関と共同し、又は他の機関に委託して研修を行うことができる。

(職員の責務)

第4条 職員は、研修の受講を命じられた場合には、これを受講しなければならない。

- 2 研修を受ける職員は、当該研修の実施に当たる機関が定める研修の効果的実施のために必要と認められる規律その他の定めに従わなければならない。
- 3 教員（就業規則第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）はその職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

(業務を通じての研修)

第5条 理事長は、職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）に、職員に対し日常の業務を通じて必要な研修を行わせるものとする。

- 2 理事長は、前項に規定する業務を通じての研修が適切に行われることを確保するため、職員の監督者に対し、指導その他の措置を講ずるものとする。

(業務を離れての研修)

第6条 理事長は、必要と認めるときは、職員に日常の業務を離れて、専ら研修を受けることを命ずることができる。

- 2 1日の業務の全部を離れて研修を受けることを命ぜられた職員（専門業務型裁量労働制の適用を受ける教員を除く。）の勤務時間については、当該研修に必要な時間を当該職員に割り振られた勤務時間とみなす。ただし、当該研修に必要な時間が当該職員に通常割り振られている勤務時間を超えるときは、当該時間を勤務したものとみなす。

(教員の自主研修)

第7条 教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 教員は、自ら計画し、業務に支障のない限り、理事長の承認を受けて、教育又は研究のために勤務場所を離れて、次の各号に掲げる研修（以下「教員自主研修」という。）を行うことができる。

- (1) 自宅研修 論文の執筆等自宅において終日、集中的に研究に取り組むことが必要であると認められる場合に行う研修
 - (2) 学外機関研修 学外の機関等において調査研究等行う研修
- 3 前項に掲げる研修は、就業義務を免除することにより行わせるものとする。
 - 4 第2項の研修の取扱いについては、細則で定める。

(修学研修)

第8条 職員は、自ら計画し、業務に支障のない限り、理事長の承認を受けて、職員としての質を高め、学位又は資格免許を取得するために、大学院等に修学して研修（以下「修学研修」という。）を行うことができる。

- 2 前項に掲げる研修は、就業義務を免除することにより行わせるものとする。
- 3 修学研修の取扱いについては、細則で定める。

(研修の報告)

第9条 理事長は、研修を行った職員に対し、研修の実施状況の報告を求めることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、職員の研修に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。